

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、事業活動の適法性と経営の透明性を確保し、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制と、株主重視の公正な経営システムを構築、維持することをコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方としております。

これを実現するために監査役会設置会社を選択し、コーポレート・ガバナンス体制としては、株主総会、取締役会、監査役会に加え、社長の意思決定を補助するための経営会議や各委員会を設置し、重要事項の審議・検討を通じて、ガバナンスの実効性を高めております。

また、事業環境の変化に即応し、迅速かつ最適な意思決定及びその執行を行っていく必要があるとの認識のもと、当社は執行役員制度を導入することによって、経営の「意思決定・監督機能」と「業務執行機能」の分離を進め、それぞれの役割の明確化と機能強化を図っております。

更には、取締役会の監督・監視機能を強化するため、当社を取り巻く各々のリスクを取り扱う各委員会のうち、主要な委員会から取締役会への報告を義務付けるとともに、指名・報酬諮問委員会、経営協議会、社外役員会議、経営倫理委員会等を設置し、コーポレートガバナンス・コードの趣旨の徹底を図っております。具体的な内容につきましては、本報告書の「2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項」に記載しておりますので、そちらをご参照ください。

当社は、今後も引き続き、より充実したコーポレート・ガバナンス体制を実現してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則1-4. 政策保有株式】

当社は、当社グループの長期的な事業発展に資する上場株式については取引関係の維持強化を主な目的として、また、共通の創業者により設立された森村グループ各社の株式についてはグループのブランドが理念や歴史を通じて当社価値の一部を構成していることから互いに経営品質を高めるべく、政策保有しております。

これらは全て保有資産のポートフォリオの一部として、事業計画で必要と考える流動性を補完するものと位置付けています。保有規模につきましては資産効率の観点から常に縮減を意識しつつ、事業動向全体やリスクの変化、金融情勢、個別相手先との取引関係などにより変動する可能性があります。

また、銘柄については、取引関係からの保有意義に加えて、格付等の安全性、配当利回り等の効率性を把握し、継続保有の適否を取締役会において資本政策と共に定期的に確認しております。一方、当社の資本コストとの対比につきましては、株式のみでの評価は行っておらず、リスク及び期待リターンが異なる事業ごとにROIC管理を行っており、政策保有株式は事業ごとの貸借対照表に含めて評価しております。

政策保有株式に係る議決権については、議案の内容が株主利益を損なうものとなっていないかとの観点に加え、保有先において企業価値の向上及び株主利益を重視した経営が行われているか等に着目して行使します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

当社は、取締役及び執行役員との取引については、法令に定められた利益相反取引に係る手続に則って取締役会の承認事項としており、取引の内容や条件が適切かどうか、会社を害することがないかといった観点から審議、決議し、取引の主な内容を事業報告や有価証券報告書にて開示することとしております。法令上、利益相反取引とされていない、監査役及び主要株主との取引についても、上記同様に取締役会の承認事項として取り扱い、同様の開示を行うこととしております。

【原則2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、2020年4月に確定給付企業年金の運営体制を、独立法人の基金が運営する基金型から会社が直接運営する規約型に変更しました。受益者への年金給付を将来にわたり確実に行うため、人材統括部に事務局を置き適切な資質を持った人材を配置して管理すると共に特定の運用機関の系列に属さない中立的な社外の年金コンサルティング会社の助言を受けながら、企業年金の資産運用を行っております。

また、会社による選任者(人事部門や財務・経理部門の適切な資質を持った者)および受益者代表の労働組合による選任者で構成する企業年金運営委員会を設置し、会社と受益者間の利益相反上の適切性をチェックしつつ年金制度や資産運用の運営・管理に関する事項を審議したうえで意思決定をしております。

【原則3-1. 情報開示の充実】

1. 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画
当社の理念は次の通りです。

NGKグループ理念
NGK Group Philosophy

私たちの使命
Our Mission

社会に新しい価値を
そして、幸せを
Enriching Human Life by Adding New Value to Society.

私たちが目指すもの
Our Values

人材	挑戦し高めあう
Quality of People	Embrace challenges and teamwork.
製品	期待を超えていく
Quality of Product	Exceed expectations.
経営	信頼こそが全ての礎
Quality of Management	Social trust is our foundation.

経営戦略、経営計画については、当社ホームページにて開示しております。

2. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方については、本報告書の「1.の「基本的な考え方」に記載しておりますので、そちらをご参照ください。また、当社のコーポレートガバナンス・コードに関する基本方針を次のとおりといたします。

(1) 株主の権利・平等性の確保

株主総会における議決権をはじめとする株主の権利が実質的に確保されるよう、株主の権利行使に係る適正な手続を遵守するとともに、適時適切な情報開示により、株主に対し質量ともに十分な説明となりうる情報を提供してまいります。

(2) 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

企業理念に基づいて、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーとの適切な協働を積極的に推進することにより、持続的な成長と中長期的な企業価値の創出を図ってまいります。

(3) 適切な情報開示と透明性の確保

適切な情報開示が会社経営の透明性の確保、ひいてはコーポレート・ガバナンスの向上に資するものと認識し、会社の財政状態・経営成績等の財務情報のみならず、経営戦略・経営課題、リスクやコーポレート・ガバナンスに係る情報等の非財務情報についても、積極的に発信してまいります。

(4) 取締役会等の責務

取締役会の主要な責務は、経営の基本方針を示すことと取締役の業務執行を監督・監視することであるとの認識に基づき、取締役会がその責務を十分果たすことができるよう、業務執行に係る各種委員会や社外役員を中心とする諮問委員会を最大限活用してまいります。

(5) 株主との対話

持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のためには、株主との建設的な対話が重要であるとの認識に基づき、株主からの対話の申込みについては、必要に応じ関係部門が連携して真摯に対応することにより、株主の意見・懸念の経営陣への効果的なフィードバックに努めてまいります。

3. 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

報酬決定の方針につきましては、本報告書の「1.「取締役報酬関係」の「報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しておりますので、そちらをご参照ください。

報酬決定の手続につきましては、本報告書の「2.「業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項」に記載しておりますので、そちらをご参照ください。

4. 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

本報告書の「2.「業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項」に記載しておりますので、そちらをご参照ください。

5. 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

第154期定時株主総会にて選任された取締役の指名の理由につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.ngk.co.jp/ir/>)に掲載しております「第154期定時株主総会招集ご通知」に記載しておりますので、そちらをご参照ください。また、社外取締役及び社外監査役の指名の理由につきましては、本報告書の「1.「取締役関係」会社との関係(2)及び「監査役関係」会社との関係(2)」に記載しております。

社内監査役の指名の理由につきましては、次のとおりです。

杉山 謙

当社入社以来、財務部門の経験が長く財務部長を務め、また海外子会社の事業運営に携わった他、業務監査部長も経験いたしました。これらを通じて得た海外を含めた当社グループの財務会計と業務監査に関する豊富な知識と経験を有していることから、社内監査役に指名しております。

島崎 毅

当社入社以来、財務部門に長く携わり、財務部専門部長を務めました。また、業務監査部長を経験し、海外を含めた当社グループの財務会計および業務監査の実務に精通していることから、社内監査役に指名しております。

【補充原則4 - 1 . 経営陣に対する委任の範囲の概要】

当社は、取締役会において、法令上取締役会において決議することが定められている事項、並びに、これに準ずるものとしてその重要性及び性質等から取締役会において決議することが適当であると認められる事項について、判断・決定を行っております。取締役会は会社の経営理念を達成するための戦略的な方向付けを行うべく経営戦略や経営計画策定等を議論し、その方向性に基づき、業務執行に関する決定を当社の経営陣に委任しております。

取締役会が判断・決定する事項は、具体的には当社定款及び取締役会規則に定めており、その主なものは、全社総合予算、会社の解散・合併・提携等の戦略的計画、株式取扱規則、株主総会の招集の決定、代表取締役の選定及び解職、計算書類及び事業報告等の承認、重要な財産(長期保有の有価証券、土地、設備等)の処分及び譲受、重要な使用人の選解任、重要な組織の設置・変更です。

当社は執行役員制度を導入して経営の意思決定と業務執行の分離による意思決定の迅速化を図っており、上記以外の事項は、別に定めた職務権限表に基づいて経営陣が決定しております。

【原則4 - 9 . 独立社外取締役の独立性判断基準】

当社は、会社法上の社外取締役及び東京証券取引所が定める独立役員の要件に加え、次の各項のいずれかに該当する者を当社において独立性を有する社外取締役(以下「独立社外取締役」という。)とすることができないものとします。ただし、このいずれかに該当する者であっても、当該人物の人格、識見等に照らし当社の独立社外取締役としてふさわしいと当社が考える者については、会社法上の社外取締役及び東京証券取引所の独立役員の要件を充足し、かつ当該人物が当社の独立社外取締役としてふさわしいと考える理由を対外的に説明することを条件に、当該人物を独立社外取締役とすることができるものとします。

なお、この判断基準において、業務執行者とは会社の業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人を、当社グループとは当社、当社の子会社または関連会社を指すものとします。

1. 当社の現在の議決権所有割合10%以上の主要株主、また当該主要株主が法人である場合には直近を含めた最近の3事業年度において当該法人の業務執行者であったことがある者。

2. 当社グループとの間で、直近を含めた最近の3事業年度のいずれかにおいて、双方いずれかの連結売上高の2%以上の取引がある取引先の現在の業務執行者。

3. 当社グループの資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者である法人において、直近を含めた最近の3事業年度において業務執行者であったことがある者。

4. 当社グループから、直近を含めた最近の3事業年度のいずれかにおいて、年間1000万円または当該団体の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額を超える寄付または助成を受けている団体の現在の理事、役員。

5. 直近を含めた最近の3事業年度において、当社グループの会計監査人または会計参与であったことがある公認会計士、税理士または監査法人もしくは税理士法人の現在の社員等。

6. 上記5.に該当しない弁護士、公認会計士または税理士その他のコンサルタントで、役員報酬以外に当社グループから、直近を含めた最近の3事業年度のいずれかにおいて、年間1000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者、または上記5.に該当しない法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティング・ファームその他の専門的アドバイスを行う団体で、直近を含めた最近の3事業年度のいずれかにおいて、当該団体の連結総売上高の2%以上の支払いを当社グループから受けている団体の現在の社員等。

7. 当社が現在主要株主である会社において、直近を含めた最近の3事業年度において業務執行者であったことがある者。

8. 上記1～7項に掲げる者の配偶者または二親等内の親族。

【補充原則4-11 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

当社の取締役会は、当社グループの各事業分野における製造技術、研究開発、営業、企画などの実務経験とリーダーシップを有する者、財務、法務、労務などの知識を有する者、また法律知識や企業財務などにおける高度な専門性や、国際情勢、社会経済動向、技術動向、企業経営に関する見識等を有する独立性の高い社外の人材から構成することとしております。

また定款上の人数制限(取締役は15名以内)の範囲内で、ジェンダーや人種・民族を問わないという方針の下、女性の取締役や海外の子会社運営の経験を有する取締役を選任することなどにより、ジェンダーや国際性の面を含む多様性と取締役会の適正規模の両立を図っております。

取締役の選任に関する方針・手続につきましては、本報告書の「2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項」に記載しておりますので、そちらをご参照ください。

【補充原則4-11 取締役・監査役の他の上場会社の役員兼任状況】

当社は、取締役及び監査役の他社での兼任状況について、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレート・ガバナンスに関する報告書において毎年開示しております。

【補充原則4-11 取締役会の実効性についての分析・評価の結果の概要】

取締役会の実効性について、当社取締役会は毎年度終了時に取締役および監査役を対象としたアンケートを実施し、回答内容の分析と評価を外部機関に委託して、その結果を取締役に報告しております。そこで示された課題については、その重要性和必要性に鑑みて、次年度の取締役会で取り組みを強化するなどし、継続的な実効性向上を図っております。

2019年度を対象とした取締役会評価については、本年4月初頭に全50問および自由記述からなるアンケートを実施し、その結果を6月11日開催の取締役会に報告いたしました。

総評として、外部機関より以下のコメントを得ております。

・当社の取締役会は、リーダーシップやコミットメント、健全な風土・運営など、取締役会として求められる土台となる要素が維持されている。また、改善に向けた更なる課題提起がなされている。

・これらのことから、当社取締役会は継続的な実効性を有するものと考えられる。

・これまで課題とされてきた重要・大型案件のリスク把握や過去の経営判断の分析に加えて、取締役会の機能・構成や中長期戦略の必要性についても課題認識が伺える。

・今後、取締役会のあるべき機能・構成について議論を深めることが、更なる実効性向上に資するものと考えられる。

当社はこの評価結果に基づき、課題への取り組みを通じて、引き続き取締役会の実効性の確保、強化に努めてまいります。

【補充原則4-14 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社は、取締役・監査役が会社からの受任者として善管注意義務を負っていることを踏まえ、各々経営の専門家として、あるいは業務執行の監督者としての職責を十分に果たすことができるよう、以下のような研鑽の場を提供することをトレーニングの方針としております。

1. 社内役員に対する会社法、金融商品取引法、競争法その他コーポレート・ガバナンスやコンプライアンスに関する研修

2. 社外役員に対する、主に取締役会上程案件に関する担当部門等からの個別の説明、並びに事業環境や課題についての定期的な情報提供及び意見交換の場の提供

【原則5-1 株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針】

当社は、株主・投資家の皆様との双方向のコミュニケーションにより、経営状況や運営方針の正確・迅速な説明に努めるとともに、企業価値の最大化に取り組んでおります。

株主・投資家の皆様からの面談の申込みや株主総会での質問、当社WEBサイトを通じたお問合せについては、財務部及び総務部の各所管取締役の指揮のもと、両部門が必要に応じて経営企画室・コーポレートコミュニケーション部・法務部等と密接に連携しながら真摯に対応することで、建設的な対話の促進に努めております。

機関投資家の皆様に向けた直接的な対話の機会も重視し、経営トップが関与して決算説明会や海外IR等の各種ミーティングを実施しております。これらの対話の結果を定期的に取締役会に報告することにより、マネジメントへのフィードバックを行い、経営効率の改善や経営の透明性の向上につなげております。

株主・投資家の皆様との対話は、企業価値及び資本効率の向上や持続的な成長の促進を目的として行うものとし、対話において未公表の重要事実を開示することは株主間の平等を害することに鑑み、原則として未公表の重要事実の開示しないものとしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	42,287,900	13.35
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	30,746,200	9.71
明治安田生命保険相互会社	21,695,140	6.85
第一生命保険株式会社	21,457,926	6.77
株式会社三菱UFJ銀行	7,204,443	2.27
全国共済農業協同組合連合会	7,029,000	2.22
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	4,965,700	1.56
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口7)	4,759,600	1.50
ジェービー モルガン チェース バンク 385151	4,602,730	1.45
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	4,387,600	1.38

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

上記【大株主の状況】は、2020年3月31日現在の株主名簿に基づいて記載しております。2019年5月14日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書に係る変更報告書において、株式会社三菱UFJ銀行及び共同保有者3社が2019年5月7日現在で29,399千株(株券等保有割合8.98%)を所有している旨が記載されているものの、当社として2020年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況は、株主名簿上の所有株式数に基づき記載しております。

2020年2月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書に係る変更報告書において、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及び共同保有者1社が2020年1月31日現在で20,334千株(株券等保有割合6.21%)を所有している旨が記載されているものの、当社として2020年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況は、株主名簿上の所有株式数に基づき記載しております。

2020年3月18日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書に係る変更報告書において、野村アセットマネジメント株式会社が2020年3月13日現在で25,940千株(株券等保有割合8.05%)を所有している旨が記載されているものの、当社として2020年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況は、株主名簿上の所有株式数に基づき記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3 月
業種	ガラス・土石製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

——

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	13 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
蒲野 宏之	弁護士											
浜田 恵美子	学者								○			
古川 一夫	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
蒲野 宏之	○	該当なし	蒲野宏之氏は、長年弁護士として法律実務に携わるとともに、東京弁護士会の副会長を務める等、法曹界において豊富な経験と実績を有しております。その専門性および豊富な経験に加え、幅広い見識を活かし、現に当社の社外取締役として当社グループ理念の浸透やコンプライアンス体制の強化、事業判断の根拠の明確化等について意見を述べる等、当社の業務執行への提言および経営の監督を適切に行っていることから、社外取締役に選任しております。同氏は独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定いたしました。

浜田 恵美子	○	当社は、浜田恵美子氏が非常勤講師を務めている国立大学法人名古屋工業大学に対し、研究費等を支払っておりますが、昨年度における支払額は当社連結営業費用の0.1%未満です。 当社は、同氏が客員教授を務めていた国立大学法人名古屋大学に対し、電子工業用製品等の販売および研究費等の支払いを行っておりますが、昨年度における金額はそれぞれ当社連結売上高の0.1%未満および当社連結営業費用の0.1%未満です。	浜田恵美子氏は、太陽誘電株式会社に在籍中、ＣＤ－Ｒ（記録できるＣＤ）の発明および世界初の製品化を主導する等の顕著な業績を挙げ、その後は名古屋工業大学教授、名古屋大学客員教授として産学官連携を主体とした研究活動に携わってきました。その経歴を通じて培った見識を活かし、現に当社の社外取締役として技術力の強化や品質管理のあり方等について意見を述べる等、当社の業務執行への提言および経営の監督を適切に行っていることから、社外取締役に選任しております。同氏は独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定いたしました。
古川 一夫	○	当社は、古川一夫氏が取締役代表執行役執行役社長を務めていた株式会社日立製作所に対し、セラミックス製品等の販売および備品購入代金等の支払いを行っておりますが、昨年度における金額はそれぞれ当社連結売上高の0.1%未満および当社連結営業費用の1%未満です。 当社は、同氏が理事長を務めていた国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構から委託事業、補助・助成事業の研究費を受領するとともに、同法人に対し設備購入代金等を支払っておりますが、昨年度における金額はそれぞれ当社連結売上高の0.1%未満および当社連結営業費用の0.1%未満です。	古川一夫氏は、株式会社日立製作所において、情報・通信グループ長&CEO等の要職を経て同社取締役代表執行役執行役社長を務め、また国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構において理事長を務めるなど、情報通信をはじめとする技術分野の知見と大規模組織運営の経験を有しております。これらの知見と経験を活かし、現に当社の社外取締役として事業活動全般について幅広く意見を述べる等、当社の業務執行への提言および経営の監督を適切に行っていることから、社外取締役に選任しております。同氏は独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	8	0	3	3	0	2	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	8	0	3	3	0	2	社内取締役

補足説明

指名・報酬諮問委員会は、社外役員を過半数として構成され（社外取締役3名、社外監査役2名、社内取締役3名の計8名）、取締役及び執行役員の人事と報酬に関する事項、最高責任者の後継者計画等について審議を行い、その結果を取締役会に答申することにより、役員の人事及び報酬決定に係る公正性の確保及び透明性の向上を図るものです。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役監査、会計監査、内部監査はそれぞれ独立して実施していますが、監査の実効性、効率性をあげるため、監査役（会）、会計監査人及び内部監査部門は、監査の方針・計画・結果などについて定期的に情報交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
------------	--------

社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
伊藤 純一	他の会社の出身者													
坂口 正芳	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
伊藤 純一	○	当社は、伊藤純一氏が専務執行役員を務めていた株式会社三菱UFJ銀行との間において、借入れ等の金融関連取引を行っておりますが、当社は多数の金融機関と取引を行っており、資金調達において代替性がない程度にまでは同行に依存しておりません。 当社は、同氏が代表取締役兼副社長執行役員兼CFOを務めていた株式会社ニコンに対し、セラミックス製品等の販売を行っておりますが、昨年度における金額は当社連結売上高の0.1%未満です。	伊藤純一氏は、株式会社三菱東京UFJ銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行)の専務執行役員および株式会社ニコンの代表取締役兼副社長執行役員兼CFOを務める等、長年にわたり会社の経営に携わっております。この会社経営の専門家としての豊富な経験とその経歴を通じて培った見識を活かし、当社のコーポレート・ガバナンスの強化のため適切な役割を果たすことができるものと期待し、社外監査役に選任しております。 同氏は独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定いたしました。
坂口 正芳	○	当社は、坂口正芳氏が特別顧問を務めていた日本生命保険相互会社から金銭の借入れを行っておりますが、当社は多数の金融機関と取引を行っており、資金調達において代替性がない程度にまでは同社に依存しておりません。また、当社は同社に対し、企業年金の運用手数料の支払いを行っております。	坂口正芳氏は、大阪府警察本部長、警察庁長官官房長等の要職を経て警察庁長官を務めており、行政における豊富な経験と大規模組織の運営の実績を有しております。これらの経験を活かした業務の適法性やリスク管理の観点に基づく当社の経営全般に対する監査により、当社の企業価値向上に貢献できると判断し、社外監査役に選任しております。 同氏は独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員は全て独立役員に指定しております。
 蒲野宏之氏は、2019年度開催の取締役会14回の全てに出席し、弁護士としての専門性及び豊富な経験に加え、幅広い見識を活かして、当社グループ理念の浸透やコンプライアンス体制の強化、事業判断の根拠の明確化等について意見を述べております。

浜田恵美子氏は、2019年度開催の取締役会14回の全てに出席し、事業開発に携わった経験及び研究開発に係る幅広い見識を活かして、技術力の強化や品質管理のあり方等について意見を述べております。なお、浜田恵美子氏の戸籍上の氏名は、加藤恵美子であります。

古川一夫氏は、2019年6月21日の就任時から2019年度の末日までに開催された取締役会11回の全てに出席し、情報通信をはじめとする技術分野の知見と大規模組織運営の経験を活かし、事業活動全般について幅広く意見を述べております。

伊藤純一氏は、2019年度開催の取締役会14回の全て、監査役会14回の全てに出席し、株式会社三菱東京UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）及び株式会社ニコンにおける経営者としての経験及び幅広い見識を活かして、中長期的な事業展開やリスク管理等について意見を述べております。

坂口正芳氏は、2019年6月21日の就任時から2019年度の末日までに開催された取締役会11回の全て、監査役会10回の全てに出席し、国政や警察行政における豊富な経験及び実績を活かして、国際情勢や国内外の規制のビジネスへの影響等について意見を述べております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------------------

該当項目に関する補足説明

年次賞与である業績連動賞与については、短期的観点として、1. 期首及び期中に公表した売上高、営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益（以下、純利益という）と決算数字との比較、2. 前期の売上高、営業利益、純利益と当期との比較、また、中期的観点として、1. 複数年度に跨る当社が設定した重要課題の各年度の達成度、2. ROEの基準となる営業利益及び純利益、を指標としております（これらの指標は全て当社グループの連結業績に基づくものとします。以下同じ）。株主及び投資家の皆様にとって、当社が公表した業績目標を達成すること、加えて毎年度ごとに着実に成長を遂げることが重要であるとの観点から、期首及び期中公表の業績数値との比較、及び前期の業績数値との比較を重視しております。業績の中でも当社の実力を端的に示す数値として、売上高、営業利益、純利益、ROEを指標として採用しております。その算出については、以下の方法に則って決定しております。

- ・役職位ごとに算定の基準となる基準賞与額を設定。
- ・基準賞与額を、短期的観点の1. 期首及び期中に公表した売上高、営業利益、純利益と決算数字との比較、2. 前期の売上高、営業利益、純利益と当期との比較、及び中期的観点の1. 複数年度に跨る当社が設定した重要課題の各年度の達成度、2. ROEの基準となる営業利益及び純利益、の各項目に配分。
- ・各項目の結果について0%から200%の範囲で評価し、各項目に配分した額を算出。
- ・配分した額を合計して業績連動賞与の額を算出。
- ・代表取締役以外の取締役については、個人業績について代表取締役の査定を加味して、業績連動賞与の額を算出。
- ・これらにより、業績連動賞与の実際の支払い額は基準額に対して0%から200%の範囲で変動いたします。

業績連動賞与に係る主な指標の目標と実績は以下の通りです。

期首公表の業績数値：売上高 4,900億円、営業利益 700億円、純利益 470億円
 期中公表の業績数値：売上高 4,500億円、営業利益 600億円、純利益 420億円
 前期業績数値：売上高 4,635億円、営業利益 647億円、純利益 355億円 ROE 7.6%
 当期業績数値：売上高 4,419億円、営業利益 550億円、純利益 271億円 ROE 5.8%

株式関連報酬については、長期インセンティブとして、行使価格を1株当たり1円とする株式報酬型ストックオプションにつき役職位に応じて決定した個数を付与し、権利行使の条件として当社の役員退任後1年が経過した日から原則として5年以内に行使することとしております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、その他
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

上記のストックオプションの付与対象者にある「その他」は執行役員です。
 適正な会社経営を通じた株価上昇及び連結業績向上への意欲や士気を高めることを目的に、社内取締役と執行役員に付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

連結報酬等の総額は1億円以上の者につきましては、有価証券報告書において個別開示することとしております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社における取締役（社外取締役を除く）及び執行役員の報酬は、（1）役職位に応じた固定年額報酬としての基本報酬、（2）毎年の業績に応じた業績連動賞与、及び（3）当社の株価への感度をより引き上げて株価上昇によるメリットのみならずその下落によるリスクをも株主と共有し、適正な会社経営を通じた中長期的な企業価値向上への意欲等を高めるための株式関連報酬、の3つの部分で構成しております。社外取締役及び監査役については、独立した立場から経営の監督、監査を行う役割を担うことから基本報酬のみとしており、業績連動賞与や株式関連報酬は設けておりません。

当社においては、短期的な業績に連動する賞与、及び中長期的な企業価値向上への意欲と士気を高め株価の上昇を目指した株式報酬型ストッ

クオプションを、業績に連動して変動する報酬部分と認識しております。それらの変動報酬と固定年額報酬との比率については、当社の事業が産業や生活の社会的基盤に資する製品を多く取り扱っている素材型産業であること、また新製品や新事業の創出に際して材料技術や生産技術など自社が独自に開発した技術を重視し、その開発と新製品の上市及び収益への貢献には比較的長期間を要していることから、中長期の業績の安定及び向上を重視する観点に立ち、基本報酬、業績連動賞与及び株式報酬型ストックオプションの割合を設定しております。基本報酬を含めた報酬の合計額については、信頼できる外部調査機関のデータに基づき、企業規模による報酬水準などを勘案しつつ、役職位に応じた金額を設定しております。

取締役の報酬等の額については、2007年6月及び2017年6月開催の当社定時株主総会で、株式関連報酬すなわちストックオプションを除く取締役の報酬等の額を年額8億円以内、うち社外取締役6,000万円以内と決議いただいております。同様に取締役(社外取締役を除く)に対するストックオプションに関する報酬等の額は年額2億円以内、監査役の報酬等の額は年額1億円以内と決議いただいております。なお、これらの決議に係る役員の員数としては、当社定款第20条及び第31条において、取締役の定員を15名以内、監査役の定員を5名以内と定めております。また、役員退職慰労金制度については、2005年6月開催の第139期定時株主総会終結の時をもって廃止しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

重要な経営事項については適宜会社より資料を送付し説明しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等					
氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
柴田 昌治	特別顧問	経済団体活動、地域貢献活動等 (経営非関与)	非常勤 報酬有	2010/3/31	毎年更新
加藤 太郎	参与	技術動向等の助言業務 (経営非関与)	非常勤 報酬有	2014/6/27	上限年齢 規定あり
浜本 英嗣	相談役	経済団体活動、地域貢献活動等 (経営非関与)	非常勤 報酬有	2018/6/26	上限年齢 規定あり

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	3 名
--------------------------	-----

その他の事項

当社は、元代表取締役社長等の相談役・顧問等への就任について取締役会で決議しており、その報酬を含む処遇は代表取締役の合議により定めた内規で規定しております。その業務は当社グループにとって重要な経済団体の活動や特定分野に関する助言が主なものであり、経営上の意思決定には関与していません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

[業務執行の状況]

取締役会の決定に基づく業務執行に関しては、社長が業務執行上の最高責任者として当社の業務を統括しています。業務執行に係る重要な事項については、社長の決定を補助するため、経営会議で審議を行っております。また、取締役会の監督・監視機能を強化するため、当社を取り巻く各々のリスクを取り扱う各委員会のうち、主要な委員会から取締役会への報告を義務付けるとともに、指名・報酬諮問委員会、経営協議会、社外役員会議、経営倫理委員会等を設置し、コーポレートガバナンス・コードの趣旨の徹底を図っております。

< 経営会議 >

経営会議は、社長の決定を助けるため、必要な事項を審議する機関であり、社長・取締役・監査役・シニアフェロー及び社長の指名する執行役員・委員長・事業部長・部長により構成しており、本報告書提出日現在、男性17名、女性1名となっております。その構成員の氏名等は以下のとおりです。

議長 大島卓(代表取締役社長)

取締役 蟹江浩嗣、丹羽智明、坂部進、岩崎良平、石川修平、佐治信光、松田敦、小林茂、七瀧努

監査役 杉山謙、島崎毅

シニアフェロー 武内幸久

社長の指名する執行役員 山田忠明、宮嶋敦、神藤英明、篠原宏行、稲垣真弓

< 指名・報酬諮問委員会 >

指名・報酬諮問委員会は、役員の人事及び報酬決定等に係る公正性の確保及び透明性の向上を目的に設置されたもので、社外役員を過半数として構成され、取締役及び監査役の人事に関する事項、取締役、執行役員及び監査役の報酬に関する事項、最高経営責任者の後継者計画について審議し、その結果を取締役に答申しております。その構成員の氏名等は以下のとおりです。

委員長 大島卓(代表取締役社長)

委員 社外取締役 蒲野宏之、浜田恵美子、古川一夫
社外監査役 伊藤純一、坂口正芳
代表取締役 蟹江浩嗣、丹羽智明

< 経営協議会 >

経営協議会は、社外役員と代表取締役等の意見交換の会合であり、経営に関する様々な課題について、社外役員から経営陣への積極的な助言を求めるものです。その構成員の氏名等は以下のとおりです。

社外取締役 蒲野宏之、浜田恵美子、古川一夫

社外監査役 伊藤純一、坂口正芳
代表取締役 大島卓、蟹江浩嗣、丹羽智明

< 社外役員会議 >

社外役員会議は、社外役員のみで構成され、取締役会における議論に積極的に貢献することを目的に、当社の経営課題等について意見を交換するものです。その構成員の氏名等は以下のとおりです。

社外取締役 蒲野宏之、浜田恵美子、古川一夫

社外監査役 伊藤純一、坂口正芳

< 監査役・社外取締役ヒアリング >

監査役及び社外取締役で構成され、当社の事業環境や課題について社内関係者から情報を聴取するものです。その構成員の氏名等は以下のとおりです。

常勤監査役 杉山謙、島崎毅

社外監査役 伊藤純一、坂口正芳

社外取締役 蒲野宏之、浜田恵美子、古川一夫

< 経営倫理委員会 >

経営倫理委員会は、社外役員とコンプライアンスを担当する社内取締役1名で構成され、当社の役員等が関与する不正・法令違反について必要な調査を実施し、再発防止策等を取締役会に勧告するとともに、競争法及び海外腐敗行為防止法の遵守のため、遵守体制の構築や遵守活動について検討を行い取締役会に報告するものです。これらの不正・法令違反に歯止めをかける仕組みとして、ヘルプライン制度とは別に、経営倫理委員会に直結する内部通報制度(ホットライン)を設置し、コンプライアンス体制の強化を図っております。その構成員の氏名等は以下のとおりです。

委員長 蒲野宏之(社外取締役)

委員 社外取締役 浜田恵美子、古川一夫

社外監査役 伊藤純一、坂口正芳

取締役 佐治信光

[監査の状況]

各監査役は、監査役会が定めた監査方針、監査計画に従い、取締役や使用人等と意思疎通を図って情報の収集に努めるとともに、取締役会、経営会議に出席するなどして取締役の職務執行を監査しております。会計監査人、内部監査部門とは監査の状況等について社外監査役(独立役員)の出席する監査役会で適宜情報交換を行い、相互に連携を図るとともに、会計監査人に対しては「外部会計監査人の選任・評価基準」に基づいて評価を行っております。

常勤監査役はコンプライアンス委員会、内部統制委員会、開発委員会、設備委員会など社内の主要な会議に出席して取締役等の職務の執行状況等について報告を受けるとともに、必要に応じて説明を求め、また意見を表明しております。また重要な決裁書類等を閲覧するとともに、主要な事業所の業務、財産の状況等を調査し、更に子会社の取締役、監査役等との情報交換や事業報告聴取等を行い、必要に応じて意見を表明しております。常勤監査役はこれらの監査活動の内容を社外監査役の出席する監査役会に報告し、監査役間で情報を共有するとともに相互に意見交換を行っております。

本報告書提出日現在、当社の会計監査業務を執行する公認会計士は、水上圭祐及び増見彰則であり、有限責任監査法人トーマツに所属しております。

内部監査部門としては、業務監査部を設けており、各部門の業務執行状況を監査して、社長及び取締役会に対し、経営判断に資する情報提供を行っております。業務監査部長は内部統制委員会及びコンプライアンス委員会の委員となっております。

監査役監査、会計監査、内部監査はそれぞれ独立して実施していますが、監査の実効性、効率性を高めるため、監査の方針・計画や監査結果について定期的に情報交換を行っております。

[報酬決定の手続]

役員報酬の決定に際しては、そのプロセスにおける公正性の確保と透明性の向上を目的に、社外役員を過半数として設置した指名・報酬諮問委員会において、報酬の決定に関する方針、取締役及び監査役全体の報酬枠案、取締役及び執行役員の個人別の報酬額案について審議を行い、その決議内容を取締役会に答申しております。取締役会は、指名・報酬諮問委員会の答申を受け、これを十分に斟酌した上で、役員の報酬の決定を代表取締役の協議に再一任いたします。代表取締役はその全員の協議によって、取締役会決議により一任された範囲内で、役職位に応じた基本報酬、業績連動賞与および株式関連報酬を決定する権限を有し、その氏名は以下のとおりです。

大島卓、蟹江浩嗣、丹羽智明

各監査役の報酬等の額は監査役の協議により決定しております。

[役員候補者の指名および経営陣幹部の選解任に関する方針と手続]

(指名および選解任の方針)

当社グループは、セラミックス等の素材およびその関連製品を多様な事業領域や海外も含めた広範な地域に供給する製造業を主たる事業としております。その経営陣幹部である代表取締役および役付取締役、業務執行を担う取締役および執行役員は、当社グループの各事業分野の事業内容や製造技術、研究開発に精通した個別の知見、また財務、法務、労務などの知識に基づいて経営判断や意思決定を行うことが求められ、常勤監査役も同様に財務などの専門知識と個別の事業経験から得られた知見に基づいて監査業務を行う必要があります。そのため取締役および常勤監査役候補者の指名に際しては、各事業分野における製造技術、研究開発、営業、企画などの実務経験とリーダーシップ、または財務、法務、労務などの知識の有無を重視しております。社外取締役および社外監査役については、法律知識や企業財務などにおける高度な専門性や、国際情勢、社会経済動向、技術動向、企業経営に関する見識等を持つ者から候補者を指名しております。取締役の総数は定款により15名以内としております。

代表取締役および役付取締役の選定に当たっては、当社グループの課題に対する洞察と対策を設定する能力、および当社グループのあるべき姿を示して組織を動かすリーダーシップを有することを重視しております。他方、法令、定款その他当社グループ規程等への重大な違反や、職務執行に著しい支障が生じるなど、指名・報酬諮問委員会が解職を妥当と判断し取締役会の決議を得た場合には、これを解職いたします。

本方針については、社外役員が過半数を構成する指名・報酬諮問委員会において審議し、その決議内容を取締役会に答申しております。

(指名および選解任の手続)

取締役および監査役候補者の指名にあたっては、各候補者について代表取締役全員で協議を行い、監査役候補者については監査役会の同意を取得いたします。加えて、社外役員が過半数を構成する指名・報酬諮問委員会において各取締役および監査役候補者の指名、代表取締役および役付取締役の選定、解職について審議を行い、その決議内容を取締役会に答申することで、指名および選解任の手続における公正性、透明性、適時性の確保に努めております。取締役会では、同委員会の答申を十分に斟酌した上で、取締役および監査役候補者を指名、株主総会の目的事項(議案)として決議いたします。株主総会で取締役が選任された後は、同委員会の答申を踏まえて取締役会が代表取締役および役付取締役を選定いたします。

[責任限定契約の締結]

当社は全ての社外取締役及び社外監査役との間に会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める額を限度としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

豊富な経験と高い見識を有する独立性の高い社外取締役からの提言を、合理的な経営判断や経営の透明性・健全性の確保に活かすとともに、同じく豊富な経験と高い見識を有する独立性の高い社外監査役を含む監査役による取締役の職務執行・業務・財政状況の監査により、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することから、現状の体制としています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日前日の16日前に発送しております。東証の適時開示情報システム(TDnet)、自社HPに発送前開示しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、株主との建設的な対話を充実させるためには、正確な情報提供が不可欠であると考え、関連法令の遵守や各種の事務処理に必要な期間を踏まえ、株主総会開催日ははじめとする株主総会関連の日程を適切に設定しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を可能にしております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	(株)ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。当社は、電子投票制度を導入するとともに、東証プラットフォームに参加し、国内外の機関投資家の議決権行使の環境整備を図っております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の一部につき、英訳を提供しております。
その他	株主総会議案の決議結果につきましては、臨時報告書を提出しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	2019年12月、証券会社が主催する個人投資家向けIRイベント資産運用フェア2019に出展しました。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算発表後に国内で決算説明会を実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外IRを毎年実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書、NGKレポート、株主総会資料等を当社ウェブサイトに掲載しております。 (ホームページアドレス: https://www.ngk.co.jp/)	
IRに関する部署(担当者)の設置	財務部、コーポレートコミュニケーション部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	すべてのステークホルダーとの対話を通じて、日本ガイシグループへの理解を広げるとともに、寄せられた意見やニーズ、改善への要望を真摯に受け止め、社会に資する商品やサービスの提供を通じて新しい価値を創造することで、社会の信頼に応えることを「NGKグループ企業行動指針」において規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、地球環境の保全を人類共通の重要課題と認識し、環境と調和した企業活動を推進するため、環境基本方針を制定しております。この基本方針の下、事業活動に伴う環境負荷の低減を図るとともに、環境保全に資する製品や技術の開発を通じて地球環境の保全に貢献していきます。環境活動を推進するために、環境委員会を設置して環境行動計画を策定し、計画の重点活動項目に沿った活動を推進しております。 また、当社は、地域に信頼される企業市民であることを目指し、「人・教育」「環境」「地域とのかかわり」を軸として、地域のニーズに応じた社会貢献活動に取り組んでいます。また、国内外の当社グループ各社でもそれぞれの地域に根付いた社会貢献活動を行い、社員ボランティアたちが地域の方々と協力して各地で活躍しています。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、会社の財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやコーポレート・ガバナンスに係る情報等の非財務情報について、事業報告や有価証券報告書において適切に開示するとともに、NGKレポート、自社ＨＰ、新聞等における情報発信を積極的に行っております。
その他	当社は、女性活躍推進法に基づき、女性の活躍を促す環境づくりに取り組んでいます。具体的な施策として、新卒採用に占める女性比率の数値目標を設定し、管理職候補者増につなげるとともに、従来女性が少なかった部署への配属を増やすことで職域を拡大し、女性の活躍の場を広げています。また、在宅勤務制度の拡充に加え、男性向けに育児休職および産後サポートのための休暇制度を導入し、キャリア形成と育児の両立について、社内の理解を深めています。 また、障がい者の雇用については、当社グループとして特例子会社を設立し、障がい者採用の拡大に取り組んでいます。 なお、当社は、2020年4月、人材統括部ダイバーシティ推進部を新設し、同部を中心に多様性を尊重した柔軟な働き方の更なる促進を目指しています。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下の通り取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとされる体制を構築する。

1. 当社取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役会は子会社を包含する企業行動指針(以下、「グループ企業行動指針」という。)を制定し、取締役が法令及び定款に基づき、且つ企業倫理に則りその職務を執行するための規範及び行動基準を定め、取締役はこれを遵守するものとする。

(2) 取締役会のほか社長以下の業務執行機関が、内部統制システムの構築及び運用にあたるものとする。内部監査の専門部署として業務監査部を設置し、各部門の業務執行状況の監査を行うほか、コンプライアンス委員会を設置し、内部統制システムの構築及び維持・向上を図るものとする。また、内部統制委員会を設置し、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の評価及び報告」についての審議を行うものとする。

(3) コンプライアンス委員会は、各部門のコンプライアンス遵守の実務責任者から構成される事務局を設置し、日常業務における法令・社内規則の遵守を図るとともに、法令・社内規則違反その他グループ企業行動指針の趣旨に反する事実を発見した場合における職制外の相談・報告ルートとして「ヘルプライン制度」を設置し、ヘルプライン制度運用規定に基づき運営する。

(4) 社外役員を主要な構成員とし、当社の役員等が関与する不正及び法令違反並びに競争法及び海外腐敗行為防止法への対応(以下、「本件事項」という。)を取扱う経営倫理委員会を設置する。本件事項に係る内部通報については、ヘルプライン制度とは別に設置する「ホットライン制度」を利用するものとする。ホットライン制度においては予め指定された外部の弁護士が内部通報を受理し、本委員会に直接報告するものとする。本件事項については本委員会が取締役会に直接報告する管理体制を構築し、コンプライアンス体制の維持・向上を図るものとする。

(5) 環境・社会・ガバナンスに関する重要な課題を検討する機関としてESG会議を設置し、社長及び関係取締役等の間で情報共有・意見交換・方針議論を行うものとする。

(6) 取締役は、上記コンプライアンス体制の実効性を日常的に点検し、その実効性に関する問題又は法令違反その他コンプライアンス上の問題を発見した場合は、取締役会及び監査役に報告し、対策を講じるものとする。

2. 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理に関する規定等に基づき、適切且つ検索性の高い状態で保存・管理するものとし、取締役及び監査役はこれらの情報を常時閲覧できるものとする。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 事業運営上のリスクについては、関係職制において日々のリスク管理を行うとともに、予算策定、設備投資及び研究開発等の実施決裁プロセス並びに戦略会議において、総合的にリスクの検討・分析を行い、これを回避・予防するものとする。

(2) 全社横断的なリスクに関しては、危機管理基本規定に基づき、日々のリスク管理を関係職制により行うとともに、重大なリスクに関しては、次に掲げる各委員会の活動により、各事項に関するリスクの発生を回避・予防するものとする。

コンプライアンス委員会: 法令・企業倫理に関する事項

HR委員会: 人権・人事施策に関する事項

安全衛生委員会: 安全衛生に関する事項

中央防災対策本部: 設備等関連事件・事故・災害に関する事項

品質委員会: 製品等品質問題に関する事項

環境委員会: 環境に関する事項

B/C/P対策本部: 事業継続に関する事項

安全保障輸出管理 / 特定輸出・通関管理委員会: 輸出管理等に関する事項

経営倫理委員会: 上記1.(4)に定める本件事項

著しく重大なリスクに関しては、経営企画室所管執行役員の判断で、社長の参加する対策会議を招集し、対応に当たるものとする。

4. 当社取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役会の決定に基づく業務執行については、社長が業務執行上の最高責任者として当社の業務を統括する。社長の意思決定を助けるため、経営会議、戦略会議、ESG会議、開発委員会、設備委員会、品質委員会、環境委員会、安全衛生委員会、コンプライアンス委員会、内部統制委員会、HR委員会を設置し、総合的に審議・調整を行うものとする。

(2) 取締役の日々の業務執行については、職務権限表・業務分掌規定・各種決裁手続規定によって、それぞれの責任者及びその責任並びに執行手続の詳細について定めることで権限委譲を行い、業務執行の効率化を図るものとする。

5. 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役会は、グループ企業行動指針を制定し、使用人が法令及び定款に基づき、且つ企業倫理に則りその職務を執行するための規範及び行動基準を定めるとともに、コンプライアンス委員会による使用人に対するコンプライアンス教育の実施や「ヘルプライン制度」及び「ホットライン制度」の運用を通じて、コンプライアンス体制の整備を図るものとする。

(2) 使用人は、法令違反その他コンプライアンス上の問題を発見した場合には直ちに上司、関連部門の取締役又は社内担当部門に報告するものとする。

(3) 業務監査部は、各部門の業務執行状況について内部監査を実施し、適切な統制が行われる体制が構築・運営されることを確保するものとする。また、品質委員会・環境委員会・安全衛生委員会の事務局である各部署は、その専門分野に特化した形でグループ内の監査(以下、「専門監査」という。)を実施するものとする。専門監査は必要に応じコンプライアンス委員長との関与の下、これを実施する。

6. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社を所管する部門は、所管する子会社に対し、子会社運営上の動向・変化(経営体制、労務、コンプライアンス等)について、適宜、報告させるものとする。子会社から報告を受けた所管部門は、グループ会社統括事務局である経営企画室に報告するものとし、グループ会社統括執行役員への情報の一元化を図るとともに、関連する本社部門に報告するものとする。所管部門は、子会社においてコンプライアンス上の問題や事件・事故が発生した場合には、上記に加え、遅滞なくコンプライアンス委員長に報告するものとする。

当社による経営管理、経営指導内容が法令に違反し、又はコンプライアンス上問題があると子会社が認めた場合には、当社のコンプライアンス委員会に報告するものとする。

(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、子会社における重要な財産の処分及び譲受け、設備投資、資金借入れ、融資及び債務保証、営業債権の処分等について、その内容・規模に応じて当社の所管部門の決裁、経営会議審議の上での社長決裁又は取締役会決議による承認を得ることとする旨を「職務権限表」に定め、子会社の損失の危険を管理するものとする。

(3) 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社を所管する部門はその指導の下、子会社に事業方針を策定させ、取締役会の決定に反映させる。取締役会の決定に基づく業務執行については、子会社の社長に、業務執行上の最高責任者として子会社の業務を統括させる。

子会社の取締役の日々の業務執行については、子会社において職務権限、業務分掌、決裁手続に係る規定を作成させ、これらの規定においてそれぞれの責任者及びその責任並びに執行手続の詳細について定めることで権限委譲を行わせ、業務執行の効率化を図らせる。

(4) 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及びその子会社に共通するグループ企業行動指針を定め、当社及びその子会社の取締役・使用人を一体として法令遵守意識の醸成を図るとともに、適正に業務を執行する体制を整備するものとする。また、子会社への監査役への派遣並びに当社の業務監査部による内部監査及び専門監査の実施等により、リスク管理体制及び法令遵守体制の維持を図るものとする。当社の「ヘルプライン制度」及び「ホットライン制度」については、子会社の役職員も利用可能とする。但し、上場子会社においては、独自のヘルプライン制度を備えるものとする。また、海外子会社においては、各々の国情・文化・社会風土等を勘案し、ヘルプライン又はこれを補完・代替する制度を整備するものとする。

7. 当社監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、代表取締役は監査役と協議の上、適切に対処するものとする。

8. 当該使用人の当社取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人を置いた場合、その人事異動・人事評価・懲戒処分は監査役会の同意を得て行うものとする。

9. 当社監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役は必要に応じていつでも当該使用人に対し指示を行うことができ、当該使用人は当該指示を優先して職務を行うものとする。

10. 当社監査役への報告に関する体制

(1) 当社の取締役及び使用人が当社監査役に報告をするための体制

取締役は、上記1に定める場合の他、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項を発見した場合には、直ちに監査役に報告するものとする。

使用人は、上記5に定める場合の他、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項を発見した場合には、直ちに上司、関連部門の取締役又は社内担当部門に報告するものとし、報告を受けた上司、関連部門の取締役又は社内担当部門は、直ちに監査役に報告するものとする。

コンプライアンス体制の運用状況、「ヘルプライン制度」の運用状況、内部監査結果の他、監査役がその職務執行上報告を受ける必要があると判断した事項について、各担当部門は監査役に報告するものとする。

(2) 子会社の取締役、監査役及び使用人（以下、「役職員」という。）又はこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制

子会社の役職員又は上記6(1)の定めにより子会社から報告を受けた所管部門は、法令違反その他コンプライアンス上の問題又は当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項を発見した場合には、直ちに当社監査役に報告するものとする。

当社監査役は、定期的の子会社の監査役または監査担当者との連絡会を開催し、子会社の運営状況について報告させるものとする。

子会社の役職員も利用可能であるヘルプラインの運営事務局は、子会社の案件を含めたヘルプラインの運用実績について、当社監査役も出席するコンプライアンス委員会において報告を行う他、必要に応じて当社監査役に対し報告を行うものとする。

11. 上記10の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社監査役への報告を行った当社及びその子会社の役職員は、当該報告をしたことを理由として、解雇・降格・減給・配置転換等を含むいかなる不利益な取扱いも受けないものとする。

12. 当社監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の職務の執行に係る費用について、監査役会が策定した内容に基づく予算を措置するものとする。予算外の費用が生じる場合も、その前払又は償還に応じるものとする。

13. その他当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとする。また、監査役は代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を実施するものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社及びその子会社は、反社会的勢力による不当要求に対しては、法令に基づき断固たる行動をとるものであり、これらの勢力との一切の関係を排除することを「NGKグループ企業行動指針」において規定しております。

その他

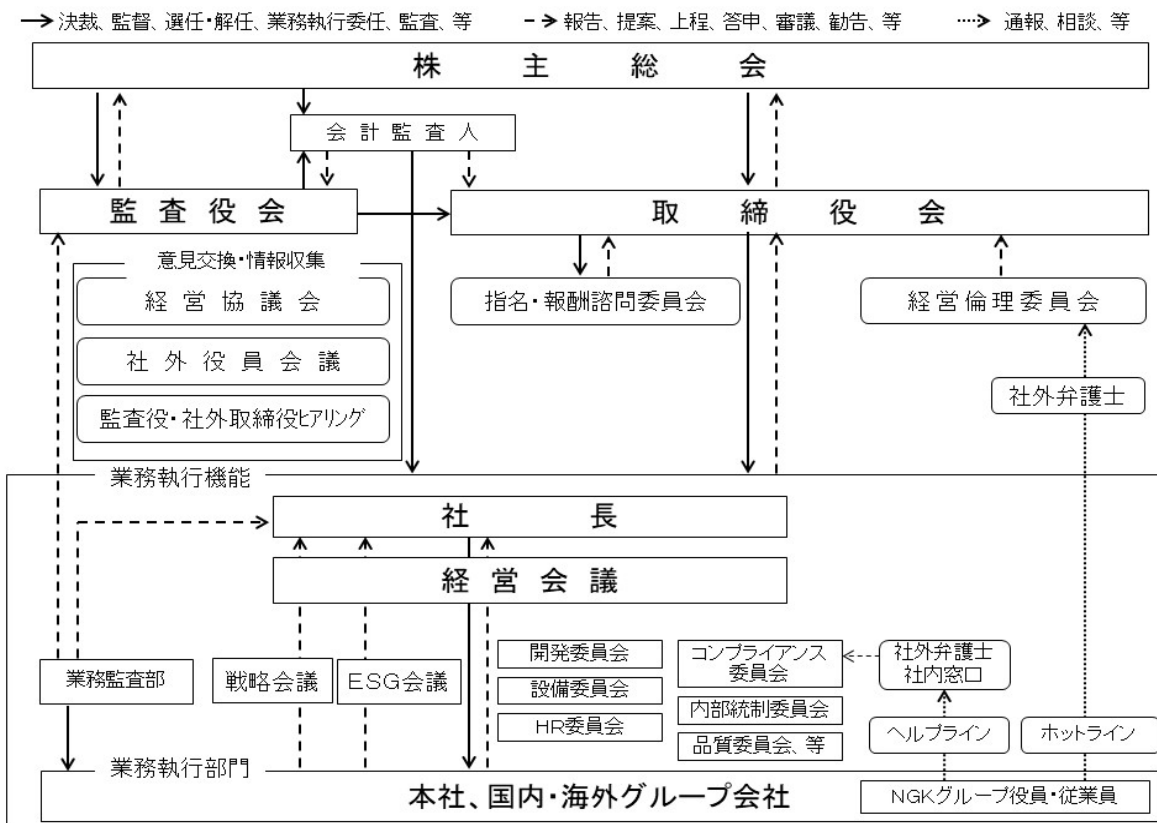
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【参考資料 1：当社のコーポレートガバナンス体制】



【参考資料 2：当社の適時開示体制の概要】

